

令和7年12月吉日

TOPICS

VOL.247

代表・特定社会保険労務士 山口 徹実

社会保険労務士 倉井 舞

URL : co-js.com E-mail : info@co-js.com TEL 028-902-1500 FAX 028-601-7024

「106万円の壁」「130万円の壁」「150万円の壁」

(社会保険の加入義務は?)

最低賃金は、前年から全国平均で63円アップしました。しかし、2030年までに最低賃金1,500円を目指すならば、来年は100円程度のアップを見込み、更にはこの流れが毎年続くと覚悟しなければならないでしょう。先の10、11月号で今後の年金制度改正における「社会保険加入対象者の拡大」について取り上げました。国の政策や法律がどのように変わろうとしているかを人手の確保、人件費の増大へ観点からも注意深く見守り、その打ち手を講じておかねばなりません。

昨今、この賃金の上昇傾向も相まって「106万円の壁」「130万円の壁」「150万円の壁」をよく耳にします。税法上の「　　万円の壁」もあるので分かりづらくなるのですが、改めて今回、社会保険のこの視点から加入義務条件を整理・解説してみます。

現在での社会保険（厚生年金保険・健康保険等）における加入義務の条件は、働く事業所の規模別で2つに分かれます。パートやアルバイトで働く人も下記の条件を満たすならば社会保険の加入が義務づけられています。

1. 社会保険の被保険者数50人以下の事業所では

正社員の週労働時間及び週労働日数の4分の3以上

（一般的に、1日8時間として週30時間以上、1か月20日として15日以上）

2. 社会保険の被保険者数51人以上の事業所では（～のすべてを満たすこと）

週の所定労働時間が20時間以上であること

賃金の月額が8万8千円（×12月=年収約106万円）以上であること

雇用期間が2か月を超えて見込まれること

学生でないこと

来年10月で撤廃が確実視されている「106万円の壁」とは、上記のことを指します。この改正では、とが撤廃されます。よって、学生でない人が週20時間以上働けば社会保険の加入義務が生じることになります。を撤廃する理由としては、「働き控え」を減らし、労働力を確保しようとするに加え、賃上げ傾向からして週20時間働くならば

年収106万円を超え、その条件の意義は薄れてしまう。」ということです。

従って、現段階では、社会保険被保険者数50人以下の事業所は「106万円の壁」を意識する必要はありません。しかしながら、今後の社会保険加入条件に関する法律改正として「106万円の壁」の撤廃に続き、

社会保険被保険者数の規模要件の段階的撤廃（2035年10月までに）

従業員5人未満の個人事業所の加入義務化（2029年10月）

が予定（*TOPICS10号に記載）されています。たとえ、社会保険被保険者数50人以下の事業所であっても、3年～5年先を見据えた対策は必要になるでしょう。

次に重要な「130万円の壁」です。パートやアルバイトで働く人が年収130万円以上（60歳以上又は障害者は180万円以上、19～23歳未満は年収150万円以上*後述）になると、社会保険の被扶養者から外れ自らが厚生年金、健康保険等に加入するか、国民年金、国民健康保険等に加入し、その社会保険料を支払わなければなりません。手取額が減少することから働く時間を調整する「働き控え」が多くなります。年収が106万円を超えただけでは社会保険の加入義務はありませんが、130万円を超えた場合はすべての人に加入義務が生じます。従って、年初からの賃金累計額（労働時間）を毎月管理しておかなければ、年末時における「働き控え」の勤務調整が生じてしまう訳です。

次に社会保険における「150万円の壁」です。今年の10月から被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満の人は、収入制限が130万円から150万円に引き上げられました。これが「150万円の壁」です。端的に言えば、学生アルバイトにおける「働き控え」を減らそうとする措置です。なお、被扶養者の認定基準は、上記の130万円、150万円、180万円の収入基準の他、

直系尊属、配偶者、子、孫、兄弟姉妹で被保険者に生計を維持される人

被保険者と同一世帯で生計を維持される被保険者の3親等以内の人 等

被保険者と同一世帯であり、被保険者の年収の2分の1未満の人

被保険者と同一世帯でなく、被保険者からの援助（仕送）額未満の人

の4点がありますので、念のため、特に と にご注意下さい。

これらの社会保険における行政の動向を受けて、今後、事業所として考えなければならないことは、

業務の再分析と適正な労働力の配置による生産性のアップ

もっと働く？

賃金 + 法定福利費 上昇分の金額試算とそれに対するだけの体力作り

抑える？

従業員に対する副業を含めた多様な働き方の提供

そして、パートやアルバイトの人が考えなければならないことは、

子供の成長や親の介護などを含めた家庭環境の変化



それに応じた就労時間と家庭全体での収入のあり方

本人の生き方・社会との関わり方

等ではないでしょうか。その場凌ぎの対応では済まなくなりそうです。パートやアルバイトの短時間労働者に対し、今後の社会保険行政の方針を知った上で人生設計してもらうことや、事業所における経営的な影響などを検討しておく必要がありそうです。

以上